

2011年6月3日
連絡先
総務部
予算調整室
電話 059-224-2119

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例(平成15年三重県条例第31号)第5条の規定により平成23年第2回定例会(6月)にかかる予算に関する補助金等に係る資料を公表します。  
 なお、見込みであるため交付決定とは異なる可能性があります。

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:防災危機管理部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-1	地域減災力強化 推進補助金	未定 (事業実施市町)	未定	地震、津波等の自然災害からの被害を軽減し、災害発生時の孤立化を防止するとともに、避難者への支援を行うため、津波避難施設の整備や避難所の耐震化、衛星携帯電話の整備、避難所の資機材整備などを実施する市町に対し、その経費の1/2以内を補助する。	地震、津波等の自然災害からの被害の軽減、避難所の環境整備等を行うことにより、県民の生命、身体の安全を確保する。	シビルミニマム 避難対策、強震動対策、孤立化防止対策、避難所対策として、県民の生命、身体の安全を確保する必要がある。	地震対策室	総務費	防災費	防災総務費	地震対策費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-1	私立高等学校等振興補助金	学校法人 暁学園 四日市市萱生町238 他13法人	1,804,513 (H23.6)	私立高等学校等における教育に係る経常的経費に補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2-2	私立幼稚園振興補助金	学校法人 津田学園 四日市市笹川1丁目 106-2 他43法人	773,887 (H23.6)	私立幼稚園における教育に係る経常的経費に補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2-3	私立特別支援学校振興補助金	学校法人 特別支援学校聖母の家学園 四日市市波木町 398-1	66,105 (H23.7)	私立特別支援学校における教育に係る経常的経費に補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2-4	私立専修学校振興補助金	学校法人 大橋学園 四日市市浜田町13-29 他17法人・個人	15,756 (H23.6)	私立専修学校における教育に係る経常的経費に補助する。	(目的・理由) 私立学校の建学の精神に基づいた特色ある教育の向上への支援及び保護者の経済的負担の軽減を図る。 (根拠) 私立学校振興助成法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校への支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-5	私立学校教職員退職基金財団補助金	(財)三重県私立学校教職員退職基金財団 津市上浜町1丁目293-4	171,496 (H23.12)	私立学校教職員への安定した退職金の支給のため補助を行う。	(目的・理由) 私立学校の相互扶助事業への助成を行うことにより、学校教職員の処遇の安定化を図る。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校に係る制度の安定化のための支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2-6	日本私立学校振興・共済事業団補助金	日本私立学校振興・共済事業団 東京都文京区湯島1丁目7-5	69,476 (H24.3)	私立学校における共済掛金の負担軽減のため補助を行う。	(目的・理由) 私立学校の教職員及び設置者の共済掛金に係る負担軽減と年金等の長期共済制度の維持・安定化を図る。 (根拠) 私立学校教職員共済法 生活・文化部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 公教育の一翼を担い、学校教育で大きな役割を果たしている私立学校に係る制度の安定化のための支援は重要である。	生活・文化総務室	教育費	私学振興費	私学振興費	私立学校振興費
2-7	三重県緊急雇用創出事業市町等補助金	津市 津市西丸之内23-1 他	200,000 (未定)	地域の実情に即した事業の実施により、失業者の雇用創出を図る。	(目的・理由) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金として国から交付を受け、造成した基金を活用し、緊急且つ臨時的な雇用創出を図る。 (根拠) 三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例 生活・文化部関係補助金等交付要綱	ナショナル(シビル)ミニマム 公的部門における緊急かつ臨時的な臨時・就業機会を創出する。	勤労・雇用支援室	労働費	労政費	労政総務費	雇用対策基金事業費
2-8	市町交通安全対策事業交付金	津市 津市西丸之内23-1	12,141 (H23.9)	交通事故の防止を喚起するため、市町交通安全対策事業交付金を交付し、地域における交通安全施策の基盤を強化する。	(目的・理由) 旧三重県交通災害共済事業条例に規定する意識高揚事業の一環として「交通事故の防止の喚起」を図ることを目的とする。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱 市町交通安全対策事業交付金交付要領	外部(不)経済 地域における交通安全の確保に向けた積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	交通安全・消費生活室	総務費	生活文化費	交通安全対策費	交通安全運動展開事業費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:生活・文化部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-9	市町交通安全対策事業交付金	松阪市 松阪市殿町1340-1	10,793 (H23.9)	交通事故の防止を喚起するため、市町交通安全対策事業交付金を交付し、地域における交通安全施策の基盤を強化する。	(目的・理由) 旧三重県交通災害共済事業条例に規定する意識高揚事業の一環として「交通事故の防止の喚起」を図ることを目的とする。 (根拠) 生活・文化部関係補助金等交付要綱 市町交通安全対策事業交付金交付要領	外部(不)経済 地域における交通安全の確保に向けた積極的な取組に県が支援を行うことは重要である。	交通安全・消費生活室	総務費	生活文化費	交通安全対策費	交通安全運動 展開事業費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:健康福祉部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-1	安心こども基金保育基盤整備事業補助金	社会福祉法人豊津児童福祉会 津市河芸町中別保1656番地	110,038 (未定)	保育所の計画的な整備を実施し、保育の質を向上させることで、子どもを安心して育てることができる体制整備に要する費用を補助する。	国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金により造成した、三重県安心こども基金を活用し、子どもを安心して育てることができる体制整備のため、「健康福祉部関係補助金等交付要綱」に基づいて交付する。	保育所の計画的な整備や保育の質を向上することは、子育て環境の向上を推進することであり公益性がある。	こども家庭室	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	保育所事業費

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境森林部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-1	森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金	亀山市 亀山市本丸町577番地	40,151 (H23.6)	木造公共施設等の整備に対して市に支援する。 川崎地区コミュニティセンター改築工事 床面積324.47㎡ 木材利用量46.29	(目的・理由) 森林の「緑の循環」を維持するためには、県産材の利用を推進することが必要である。 (根拠) 環境森林部関係補助金等交付要綱、森林・林業経営室関係補助金交付要領	公共財 県産材を利用することにより、森林が適正に管理され公益的機能が発揮される。	森林・林業経営室	農林水産費	林業費	林業振興費	森林整備加速化・林業再生基金事業

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-4	高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫体制整備補助金	社団法人三重県畜産協会 津市桜橋1-649	23,000 (H23.10)	高病原性鳥インフルエンザの発生リスクを低減させるための防鳥ネット及びネットの洗浄のための動力噴霧器の整備に要する経費を補助する。	(目的・理由) 平成22年度に発生した高病原性鳥インフルエンザの発生リスクを低減するため早急な防鳥ネットの整備が必要なため (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	公共財 高病原性鳥インフルエンザは、人畜共通感染症であり殺処分による全羽淘汰が原則となっている。 この感染リスクを低減するため防鳥ネットの等の整備は重要であるが、多額の経費を要することから事業主体は、県の補助金によらなければ事業の実施は不可能であるため、県が関与することは妥当である。	農畜産室	農林水産業費	畜産業費	家畜保健衛生費	家畜衛生防疫事業費
2-5	団体営かんがい排水事業費補助金	松阪市 松阪市殿町 1340-1	14,625 (H23.6)	土地改良施設の整備補修に要する経費を補助する。	(目的・理由) 公的助成措置を講ずることにより土地改良等施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、施設の機能の保持と長寿命化を図る。 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	老朽化していく土地改良施設の整備補修を目的とした当事業は食料の安定供給や土地改良施設の持つ多面的機能の保持につながる面もあり、また多額の経費を要することから事業主体は国及び県の補助金によらなければ事業実施は不可能であるため、県が関与することは妥当である。	農業基盤室	同上	農地費	土地改良費	団体営かんがい排水事業費
2-6	団体営農業集落排水整備支援事業費補助金	鈴鹿市 鈴鹿市神戸 1-18-18	11,632 (H23.7)	団体営農業集落排水整備促進事業を支援するため、市町の起債償還に対して支援を行う。 (平成23年度整備地区:井田川北・汲川原地区)	(目的・理由) 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	公共財 公共用水域の水質保全を目標とする当事業は、民間で取り組む可能性は無く、県が関与することは妥当である。	農山漁村室	同上	同上	農村振興費	団体営農業集落排水整備支援事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-7	中山間地域等直接支払事業交付金	津市 津市西丸之内23-1	30,585 (H23.12)	中山間地域等における耕作放棄の未然防止を図るため、条件不利農地の耕作者に対して、生産条件格差相当額を交付する。	(目的・理由) 中山間地域等において農業生産の維持を図りつつ公益的機能を確保するために、耕作放棄の主要因である生産条件の格差を補正する。 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	外部(不)経済 生産条件が平地に比べ不利である中山間地域等の農地の適正管理を促進することにより多面的機能を維持する事業であり、公的関与が必要である。	農山漁村室	農林水産業費	農地費	中山間振興費	ふるさとの機能発揮促進事業費
2-8	同上	名張市 名張市鴻之台1-1	11,227 (H23.12)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
2-9	同上	いなべ市 いなべ市員弁町 笠田新田111	19,725 (H23.12)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
2-10	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	86,972 (H23.12)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
2-11	同上	大台町 多気郡大台町佐原 750	12,386 (H23.12)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
2-12	養殖施設災害復旧事業費補助金	未定	350,657 (H23.8)	東日本大震災に関する養殖施設被害の復旧を図る。	(目的・理由) 東日本大震災に関する養殖施設被害の復旧を図る。 (根拠) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第7条第3号	外部(不)経済 水産物の安定供給のため、天災により被害を受けた水産動植物の養殖施設の復旧を図ることに県が関与することは妥当であり、公益性を有する。	水産資源室	災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	養殖施設災害復旧事業費	養殖施設災害復旧事業費
2-13	定置網災害復旧事業費補助金	同上	228,834 (H23.8)	東日本大震災に関する定置網被害の復旧を図る。	(目的・理由) 東日本大震災に関する定置網被害の復旧を図る。 (根拠) 共同利用漁船等復旧支援対策事業等補助金交付要綱	外部(不)経済 水産物の安定供給のため、天災により被害を受けた定置網施設の復旧を図ることに県が関与することは妥当であり、公益性を有する。	同上	同上	同上	定置網災害復旧事業費	定置網災害復旧事業費



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-14	水産物供給基盤機能保全事業費補助金	津市 津市西丸の内 23-1	16,225 (H23.8)	これまでに整備されてきた漁港・漁場施設の健全度を把握し、計画的な取り組みにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの平準化と縮減を図るために要する経費を補助する。	(目的・理由) 漁港及び漁場施設の維持、補強若しくは改良により、施設の機能強化と利用の増進を図る。 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	市場の不完全性 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、市場が不完全であり施設整備に多額の費用を要することから、国庫補助による公共事業として国、県の補助金によらなければ事業実施が困難である。	水産基盤室	農林水産業費	水産業費	水産基盤整備費	市町営水産物供給基盤機能保全事業費
2-15	同上	伊勢市 伊勢市岩渕 1-7-29	10,000 (H23.8)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
2-16	同上	四日市市 四日市市諏訪町 1-5	10,000 (H23.8)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
2-17	漁港海岸保全事業費補助金	紀北町 北牟婁郡紀北町 海山区相賀495-8	62,650 (H23.8)	津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに魅力ある海岸環境の保全と創造を図るための施設整備に要する経費を補助する。	(目的・理由) 高潮及び浸食の被害から海岸を保護し、国土保全を図る。 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	市町営漁港海岸保全事業費
2-18	漁業集落排水整備支援事業費補助金	南伊勢町 度会郡南伊勢町 五ヶ所浦3057	35,445 (H23.8)	漁村の生活環境及び水域環境の改善を図るために実施する地域再生基盤漁業集落排水整備事業等における漁業集落排水整備について、市町の起償償還に対して補助する。	(目的・理由) 漁港の背後集落における生活環境改善を実施することにより、漁村の健全な発展を図る。 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	漁業集落排水整備支援事業費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:農水商工部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2-19	水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金	三重外湾漁業協同組合 伊勢市中村町 786-1	50,000 (H24.3)	農林水産業施設災害復旧事業費補助金の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に基づく国庫補助事業により、被災した魚類養殖の共同利用施設の復旧事業に補助を行う。	(目的・理由) 被害を受けた魚類養殖の共同利用施設の復旧を図ることで、国民への水産物の安定供給を図る。 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	市場の不完全性 広く漁業者が共同利用する施設であることから公益性を有するとともに、施設の復旧に多額の費用を要することから、左記の法律で県の責務とされている事務事業である。	水産基盤室	災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	漁港災害復旧費	水産業共同利用施設災害復旧事業費
2-20	東日本大震災被災企業操業支援事業補助金	未定	総額 30,000	東日本大震災の影響を受けた現地企業等に対して、工場等の賃借等にかかる経費、設備導入にかかる経費、新規雇用従業員への技術研修にかかる経費を補助する。	(目的・理由) 東日本大震災の影響により、現地での操業に支障が生じている企業に対して、当分の間県内で操業するために必要な建物、設備、技術研修に係る一体的な支援を実施することにより、被災企業の現地での操業再開を支援し、経済活動の停滞を防ぐ。 (根拠) 農水商工部関係補助金等交付要綱	市場の不完全性 東日本大震災により多くの現地企業が影響を受け、甚大な被害が発生している状況において、経済活動の停滞を防ぐために、被害を受けた企業の現地での操業再開までの間の事業継続について支援を行うことは公益性がある。	企業立地室	同上	同上	工業開発費	東日本大震災被災企業操業支援事業費